

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5092164号
(P5092164)

(45) 発行日 平成24年12月5日(2012.12.5)

(24) 登録日 平成24年9月28日(2012.9.28)

(51) Int.Cl. F I
A 4 4 B 5/00 (2006.01) A 4 4 B 5/00 6 2 0 B
 A 4 4 B 5/00 6 4 0 G

請求項の数 4 (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2007-557611 (P2007-557611)
 (86) (22) 出願日 平成18年2月28日(2006.2.28)
 (65) 公表番号 特表2008-531168 (P2008-531168A)
 (43) 公表日 平成20年8月14日(2008.8.14)
 (86) 国際出願番号 PCT/IB2006/000399
 (87) 国際公開番号 W02006/111800
 (87) 国際公開日 平成18年10月26日(2006.10.26)
 審査請求日 平成21年2月16日(2009.2.16)
 (31) 優先権主張番号 05101513.9
 (32) 優先日 平成17年2月28日(2005.2.28)
 (33) 優先権主張国 欧州特許庁 (EP)

(73) 特許権者 507288969
 エックスレーイ マネージメント アンド
 ライセンシング リミテッド
 イギリス、ロンドン ダヴリュール1ユー
 2エイチエー、ウィグモア ストリート
 38
 (74) 代理人 100071054
 弁理士 木村 高久
 (72) 発明者 ローランド、イッテン
 スイス、セーアッシュー1052 ルモ
 ン、ルート ド ローザンヌ 68

審査官 西本 浩司

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 カフリンク

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

カフホールに挿入するのに適した細長い中央部分(1)と、
 前記中央部分(1)の第1端部から前記中央部分(1)の長手方向軸線に対して横方向に延びる第1端部部分(2)と、
 前記中央部分(1)の第2端部から前記中央部分(1)の長手方向軸線に対して横方向に延びる第2端部部分(3)と、
 前記第1端部部分(2)および前記第2端部部分(3)の少なくとも一方に、伸展されたロック位置と引き込まれた解除位置とを移動する可動ロック部材(20、30)を備え、
 前記可動ロック部材(20、30)は、前記ロック位置で前記中央部分(1)の対応する端部を超えて前記第1端部部分(2)および前記第2端部部分(3)から突出し、
 さらに、前記可動ロック部材(20、30)は、前記第1端部部分(2)および前記第2端部部分(3)の溝(21、31)を通して延びるピン(200、300)を備え、前記溝(21、31)は、前記第1端部部分(2)および前記第2端部部分(3)の内側に配置されたばねで作動される前記可動ロック部材(20、30)の移動幅を制御および制限するように構成され、
 前記溝(21、31)は、前記可動ロック部材(20、30)の備える前記ピン(200、300)を保持することにより、前記可動ロック部材(20、30)をそれぞれ解除位置に保持するフック形状の凹部(35)を備えることを特徴とするカフリンク。

【請求項 2】

前記第 1 端部部分 (2) および前記第 2 端部部分 (3) は、双方が前記可動ロック部材 (20、30) を備えることを特徴とする請求項 1 記載のカフリンク。

【請求項 3】

前記第 1 端部部分 (2) および前記第 2 端部部分 (3) は、2 つの前記可動ロック部材 (20、30) がそれぞれ解除位置にあるときに、前記カフリンクが Z 状形状を成すように配置されることを特徴とする請求項 2 記載のカフリンク。

【請求項 4】

前記第 1 端部部分 (2) および前記第 2 端部部分 (3) は、2 つの前記可動ロック部材 (20、30) がそれぞれロック位置にあるときに、前記カフリンクが H 状形状を成すように配置されることを特徴とする請求項 2 記載のカフリンク。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ワイシャツの袖口に装着されるカフリンクに関し、詳しくは細長い中央部分と 2 つの端部部分とを備え、少なくとも 1 つの端部部分が可動ロック部材を有するカフリンクに関するものである。

【背景技術】

【0002】

フォーマルアクセサリーの 1 つであるカフリンクは、既に種々の刊行物に記載されて

20

いる。

【0003】

米国意匠特許 479,488 号には、中央部分の両端に回転可能に結合された細長い部分を備えるカフリンクのための装飾的なデザインについて開示されており、上記カフリンクの中央部分はカフスホールに挿入されるようになっており、一方、細長い部分は袖口を保持するために 90 度回転されるようになっている。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、上述した従来のカフリンクの主な欠点は、カフリンクの取付け、および取外しが困難なことであり、特に、両手を使用しなければ取付けることが困難であるとも考えられる。

30

本発明の目的は、上記実情に鑑みて、取付けおよび取外しが容易なカフリンクを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明の目的は、請求項 1 に記載のカフリンクによって達成される。

【0006】

すなわち、上記カフリンクは、カフスホールに挿入するのに適した細長い中央部分を備える。

40

【0007】

また、中央部分の第 1 端部から中央部分の長手方向軸線に対して横方向に延びる第 1 端部部分と、中央部分の第 2 端部から中央部分の長手軸線方向に対して横方向に延びる第 2 端部部分とを備える。

【0008】

さらに、第 1 端部部材および第 2 端部部分の少なくとも 1 つは、これに結合され且つ伸展されたロック位置と引き込められた解除位置とを有する可動ロック部材を備える。

【0009】

このロック部材は、ロック位置で中央部分の対応する端部を超えて第 1 端部部材および第 2 端部部分から突出するよう構成されており、さらに可動ロック部材は、第 1 端部部分

50

および第2端部部分の溝を通して延びるピンを備え、溝は第1端部部分および第2端部部分の内側に配置されたばね作動される可動ロック部材の移動幅を制御および制限するよう構成されている。

また、溝は可動ロック部材の備えるピンを保持することにより、可動ロック部材をそれぞれ解除位置に保持するフック形状の凹部を備えている。

【0010】

本発明は、添付図面を参照する好ましい実施形態の以下の詳細な説明により、よりよく理解されるであろう。

【発明の効果】

【0011】

本発明に係わるカフリンクにおいては、カフスホールに挿入される中央部分から横方向に延びる第1端部部材および第2端部部分の少なくとも一方に、伸展されたロック位置と引き込まれた解除位置とを移動する可動ロック部材を備えることにより、ワイシャツの袖口に対するカフリンクの取付け、および取外しが容易なものとなる。

【発明を実施するための詳細な説明】

【0012】

図1～図4に示す好ましい第1の実施形態によると、本発明のカフリンクは、カフスホールに挿入されるように構成された、好ましくは細長い中央部分(1)を備える。

【0013】

この中央部分(1)の第1端部および第2端部は、好ましくは細長い第1端部部分(2)と、好ましくは細長い第2端部部分(3)とを備える。

【0014】

上記第1端部部分(2)および第2端部部分(3)は、それぞれ中央部分(1)の第1端部および第2端部から、上記中央部分(1)の長手方向軸線に対して横方向に延びる。

上記第1端部部分(2)および第2端部部分(3)は、上記中央部分(1)と共にZ形状を成すように、中央部分(1)の第1端部および第2端部から反対方向に延びる。

【0015】

図1～図3に示すように、上記第1端部部分(2)および第2端部部分(3)は、カフリンクが解除位置(取り外された状態)にあるときに、上記第1端部部分(2)および第2端部部分(3)内に引き込まれた可動ロック部材(20、30)を備える。この可動ロック部材(20、30)は、カフリンクがロック位置にあるときに、中央部分(1)の対応する端部を超えて、上記第1端部部分(2)および第2端部部分(3)から伸展されて突出し、上記中央部分(1)と共にH形状を成す。

【0016】

この可動ロック部材(20、30)は、カフリンクの第1端部部分(2)および第2端部部分(3)に配置されるハウジング(図示せず)の内側に装着される。

【0017】

上記可動ロック部材(20、30)は、その弾力が可動ロック部材(20、30)を伸展させてロック位置に付勢するように上記ハウジング内に配置されたばね(図示せず)の力で作動される。

【0018】

この可動ロック部材(20、30)は、該可動ロック部材(20、30)の動きを制御して、移動幅を制限するために、第1端部部分(2)および第2端部部分(3)内の溝(21、31)を介して延びるピン(200、300)を備えている。

【0019】

上記溝(21、31)の一部は、フック形状の凹部(35)を有し、可動ロック部材(20、30)を引き込まれた解除位置に保持するために、上記凹部(35)内に上記ピン(200、300)を配置することができる。

【0020】

したがって、可動ロック部材(20、30)を押して、上記凹部(35)からピン(2

10

20

30

40

50

00、300)を解放し、可動ロック部材を溝(21、31)に沿って摺動できるようにすることで、カフリンクをロックさせる(装着状態とする)ことができる。

【0021】

ばね(図示せず)は、ピン(200、300)が溝(21、31)の端部で停止されるまで、第1端部部分(2)および第2端部部分(3)から可動ロック部材(20、30)を押し出す。

【0022】

ピン(200、300)が溝(21、31)の凹部(35)に係合するまで、第1端部部分(2)および第2端部部分(3)の内側に配置されたばねの力に対して可動ロック部材(20、30)の端部を押圧することにより、このカフリンクを解除する(取り外された状態とする)ことができる。

10

【0023】

本発明のカフリンクをカフスホールに挿入するためには、第1端部部分(2)および第2端部部分(3)の少なくとも一方の端部部材に装着された可動ロック部材が、引き込まれた解除位置に配置される。

【0024】

この端部部材は、中央部分(1)が袖口に当接するまで、カフスホールに挿入される。

【0025】

この後、カフリンクを僅かに回し、中央部分(1)がカフスホール内に正確に挿入されるまで、さらにカフスホールに挿入する。

20

【0026】

可動ロック部材(20、30)を押圧することで、該可動ロック部材(20、30)が伸展されたロック位置に移動し、カフリンクがロックされた装着状態となる。

【0027】

この実施形態の変形例では、カフリンクの第1端部部分(2)および第2端部部分(3)の一方の端部部材のみが可動ロック部材(20、30)を備える。

【0028】

本発明に近似した参考例においては、図6～図8に示すように、カフリンクの第1端部部分(2)および第2端部部分(3)は、固定部材(22、32)と可動ロック部材(23、33)とから形成されている。

30

【0029】

上記固定部材(22、32)は、中央部分(1)に固定して結合され、それぞれ中央部分(1)の第1端部および第2端部から、上記中央部分(1)の長手方向軸線に対して横方向に延びる。

【0030】

上記固定部材(22、32)は、中央部分(1)と共に、Z形状を成すように配置される。

【0031】

可動ロック部材(23、33)は、解除位置で上記固定部材(22、32)の頂部に載置されるように、中央部分(1)に回転可能に結合される。

40

【0032】

上記可動ロック部材(23、33)は、カフリンクをロックするために、中央部分(1)の対応する端部の他側上で伸展できるように、回転軸線(50)の回りを回転される。

【0033】

図6～図8に示した参考例では、カフリンクは、上記可動ロック部材(23、33)の一方が回転されたときに、他方も移動して同じ位置(図12)となるように、双方の可動ロック部材(23、33)を結合する伝達機構(10、12、13)をさらに備える。

【0034】

したがって、双方の可動ロック部材(23、33)は、1つの動作のみで、かつカフリ

50

ンクの一側からのみで、ロックあるいはロック解除することができ、したがって、このカフリンクを使用することが極めて容易となる。

【0035】

本発明に近似した他の参考例では、可動ロック部材(23、33)の回転軸線は、図9～図11に示すように、カフリンクの中央部分(1)の長手方向軸線に一致している。

【0036】

本発明について、特定の実施形態を参照して説明したが、この説明は制限的な意味で解釈されることを意図したものではない。

【0037】

添付の特許請求の範囲で規定される本発明の範囲から逸脱することなく、本発明の種々の変更も検討することが可能である。

【0038】

【図面の簡単な説明】

【0039】

【図1】双方の可動ロック部材が解除位置でそれぞれ引き込まれた位置にあるときの本発明の第1の実施形態によるカフリンクの正面図。

【図2】一方の可動ロック部材が伸展位置にあるときの図1の正面図。

【図3】双方の可動ロック部材がロック位置でそれぞれ伸展位置にあるときの本発明の第1の実施形態の正面図。

【図4】カフスホールに挿入した後のカフリンクの引き込み位置における正面図。

【図5】カフスホールに挿入した後のカフリンクの伸展位置における正面図。

【図6】本発明に近似した参考例によるカフリンクの解除位置で双方の可動ロック部材を引き込み位置にしたときの正面図。

【図7】本発明に近似した参考例によるカフリンクの一方の可動ロック部材を伸展位置にしたときの正面図。

【図8】双方の可動ロック部材をロック位置で伸展位置に配置したときのカフリンクの正面図。

【図9】本発明に近似した他の参考例によるカフリンクの双方の可動ロック部材が解除位置でそれぞれ引き込み位置にあるときの正面図。

【図10】本発明に近似した他の参考例によるカフリンクの一方の可動ロック部材がその伸展位置にあるときの正面図。

【図11】双方の可動ロック部材がロック位置でそれぞれ伸展位置にあるときのカフリンクの正面図。

【図12】本発明に近似した参考例の変形例におけるカフリンクの正面図。

【符号の説明】

【0040】

1 ... 中央部分、

2 ... 第1端部部分、

3 ... 第2端部部分、

20、30 ... 可動ロック部材、

21、31 ... 溝。

10

20

30

40

【図1】

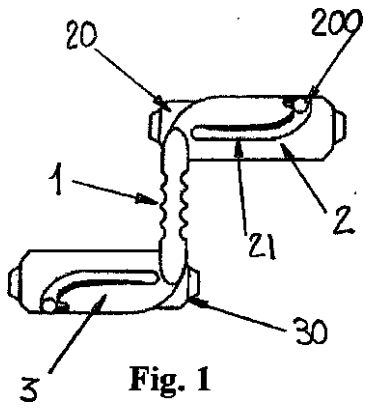


Fig. 1

【図2】

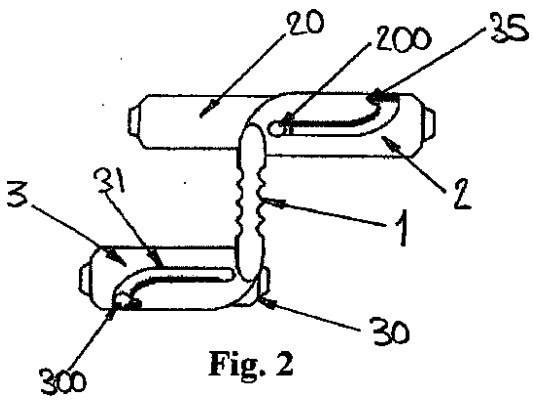


Fig. 2

【図3】

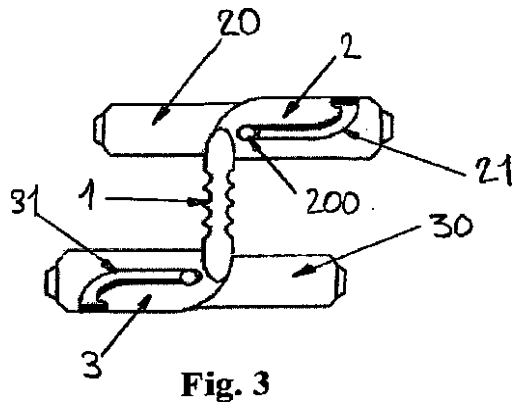


Fig. 3

【図4】

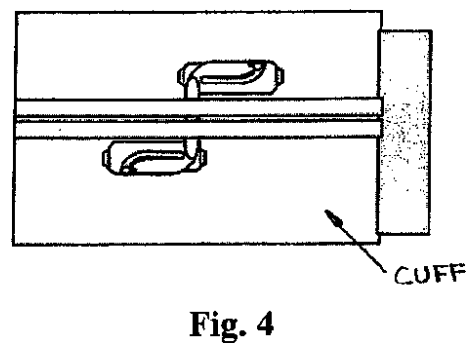


Fig. 4

【図5】

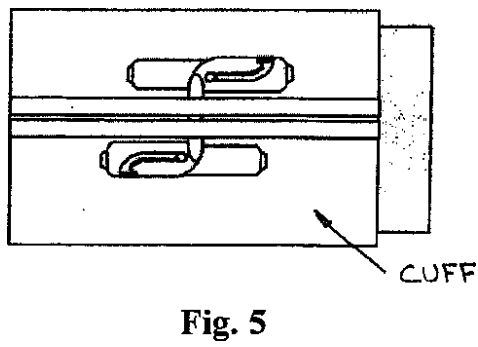


Fig. 5

【図7】

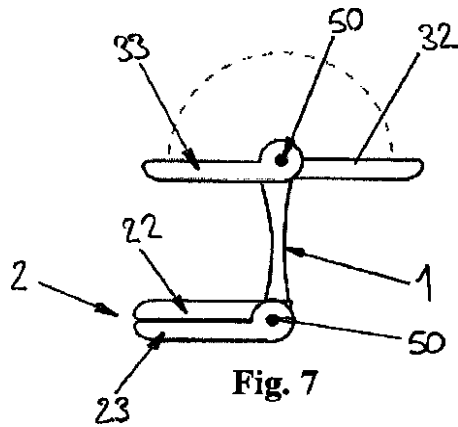


Fig. 7

【図6】

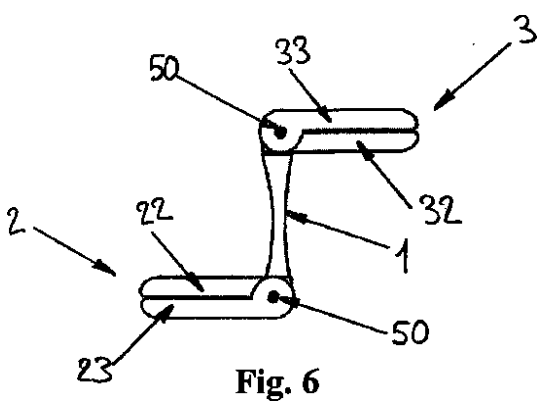


Fig. 6

【図8】

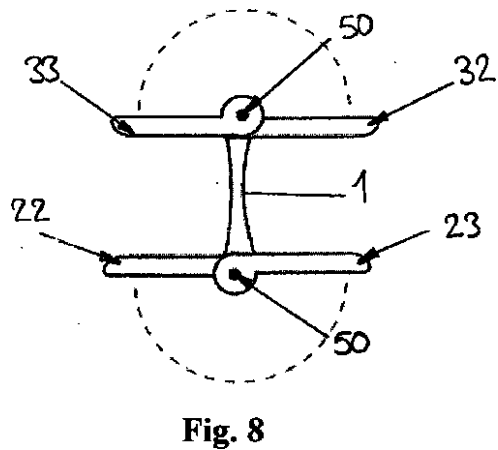


Fig. 8

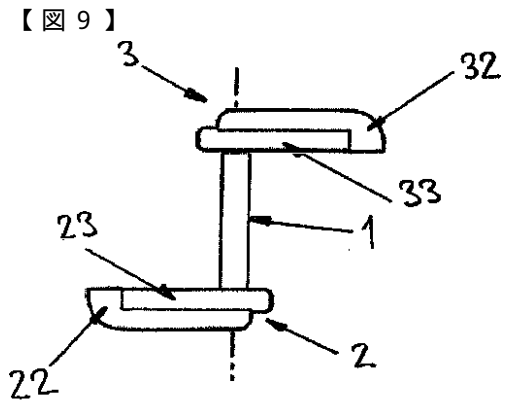


Fig. 9

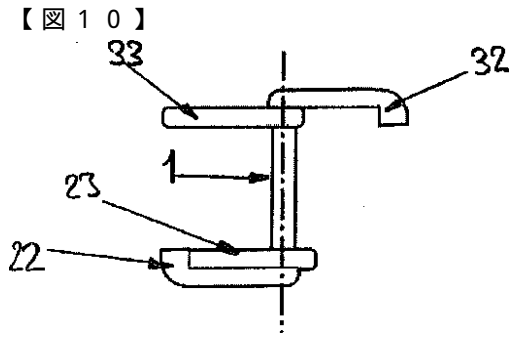


Fig. 10

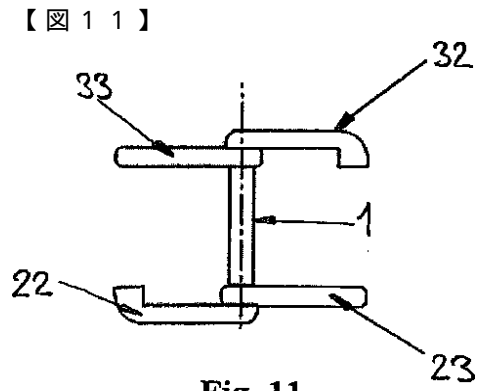


Fig. 11

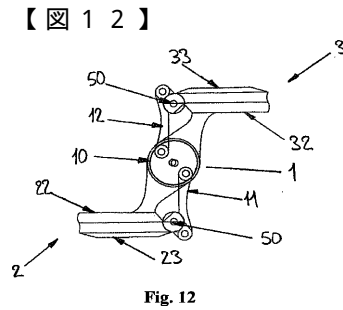


Fig. 12

フロントページの続き

- (56)参考文献 実開昭48-024604(JP,U)
登録実用新案第48999(JP,Z1)
西独国特許出願公開第02230197(DE,A)
西独国特許第00009886(DE,B)
米国特許第02209148(US,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A44B 5/00 - 5/02